

平成28年4月5日

都道府県検定委員会委員長 様

公益財団法人全国商業高等学校協会  
理事長 戸田勝昭  
(公印省略)

東日本大震災による「検定受験料免除事業」の延長及び一部変更について（通知）

日頃より本協会の諸事業について、ご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の発生以来、今日に至るまで、本協会は被災地の復興への協力と被災された生徒への援助として「受験料免除事業」を実施してまいりました。

今後も、一日も早い復興を願って事業を継続してまいり所存でございます。

このため、事業の成果と今後の課題を踏まえ、被災地等のご意見を参考にし、平成28年2月に開催した臨時評議員会で「検定受験料免除事業」の3年間の延長が決定しました。

ただし、復興状況を考慮し、対象生徒の条件が一部変更になっております。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、受験料免除の手続を遺漏なく進めていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、お手数をおかけしますが貴管下の本部校並びに試験場校・分会場校への周知をお願いいたします。

## 1 対象生徒について

次にあげる(1)～(3)のうち、(1)と(2)の両方、または(3)に該当する生徒。

- (1) 東日本大震災の被害を受けた生徒で、世帯の収入が著しい減少をきたし、世帯収入が市町村民税所得割額51,300円未満であるもの。
- (2) 東日本大震災による次の該当被害を受けたもの。（以下のうち、いずれかに該当するもの）
  - (ア) 住居の全壊または大規模半壊（全焼または半焼を含む）
  - (イ) 住居の流出
  - (ウ) 保護者の死亡、行方不明、長期入院、または失業。
- (3) 福島第一原子力発電所事故の被災を受け、震災前の住居が避難指示区域にあるもの。

## 2 免除対象の検定試験について

全商協会主催のすべての検定試験とする。

## 3 実施期間について

平成28年度から平成30年度までとする。ただし、復興の状況により再度検討する。

## 4 受験料免除の認定について

各高等学校長が責任を持って行うものとする。対象生徒の認定に必要な証明書類については学校長が指定するものとし、各学校で保管し、全商協会本部への提出は不要とする。

## 5 手続き方法について

各検定試験等の関係書類集に記載されている手続きと受験料免除の手続きとの混乱を避けるため、全商協会は免除金額分を各試験場校に送金し、各試験場校においてはこの入金額を生徒からの受験料収入に充当する。

- (1) 試験場校は、Webシステム上の「受験申込者数報告書」を印刷した書類を、送付する際に合わせて、別紙「受験料免除申請書」（様式1）に、級・部門等ごとの免除生徒数、免除金額及び送金口座を記入して、本部校に送付する。  
送金については、全商協会からの免除金額分の入金後、すみやかに「受験申込者数報告書」の送金額合計を本部校に送金する。
- (2) 本部校は、Webシステム上の「受験申込者数集計表」を印刷した書類を、送付する際に合わせて、免除申請校からの「受験料免除申請書」別紙（様式1）の原本を全商協会に送付する。（コピーを本部校で保管する）  
送金については、受験料免除申請校からの入金後、すみやかに「受験申込者数集計表」の送金額合計を全商協会に送金する。

※受験料免除申請書（様式1）につきましては、検定Webシステムよりダウンロードできます。

## 内閣府

### 防災情報のページ

#### 災害に係る住家の被害認定基準運用指針

##### 総則より抜粋

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による